

2020～2022 年度課題別研修「島嶼における持続性の高い海岸保全対策」
にかかる参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下「JICA沖縄」という。）は、以下のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

本業務は、主に、島嶼国の海岸保全対策に従事する担当官や関係する海岸工学エンジニアを対象に、海岸保全にかかる持続的管理技術を通じて、島嶼国における当該分野の課題解決を目指すもので、遠隔研修を想定し実施するものです。

本研修は 海岸保全対策にかかる技術手法について、日本における海岸浸食や波浪対策など、成功例だけでなく失敗例からの教訓も踏まえた内容です。具体的には、海岸保全及び維持管理手法について、島嶼国と類似する沖縄本島及び周辺離島の海岸地帯や、沖縄と異なる地理的環境下の本州、関東沿岸等の海岸地帯を踏査・比較する事で、その地域における、基本的な海岸保全対策の計画から維持管理手法について修得を目指すものです。なかでも、国の異なる研修員からの質疑やコメントについて、当該分野に於ける国内外の経験を背景とした、技術的・専門的解説とディスカッションを通じた研修内容は、参加した研修員から高い評価を得ています。本業務の遂行にあたっては、株式会社日本工営（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、当機構規定に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2017年度から3年間に亘り本研修を実施してきました。研修では、沖縄本島や離島における様々な形状、特徴を有する海岸や砂浜について、沖縄県の重要観光資源（自然景観）としての海岸と防波護岸等による海岸周辺の住宅及び商業地域の保全や防災機能としての海岸における対策事例を解説し、現場踏査や簡易測量等により、過去から現在に至る海岸域の変化を視覚化し解説する等、海岸保全対策について実践的な指導運営が可能な団体です。

また、特定者は、島嶼国及び島嶼地域を抱える開発途上国において、技術協力プロジェクト、開発調査、個別案件等、当該分野の技術協力経験を有しています。具体的には、インドネシア国バリ島海岸保全事業フェーズ1、2（有償資金協力）、モーリシャス国海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト、ツバル沿岸災害対応のための礫養浜パイロットプロジェクト開発調査、全世界地域強靱で安全な都市・地域形成に向けた気候変動対策に関する基礎調査（モルディブ国海岸保全を含む）、インドネシア海岸保全分野に関する基礎調査などの実績があります。研修では、行政組織、大学、民間企業と強いネットワークにより、開発途上国におけるJICA事業協力実績を有する人材を擁し、本業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

別添のとおり。

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和1・2・3年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格者」という。）において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者であること。
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には以下のとおり扱います。
ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
ア. 応募者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
イ. 応募者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ① 案件受託上の条件として、2021年度案件を第1回目として受託し、2022年度まで計2回、同一案件を受託可能であること。なお、2021年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2021年度の研修はインターネットを活用した遠隔研修で実施する。2022年度の実施方法は、新型コロナウイルス感染の収束状況を考慮して決定する
- ③ 業務を統括するための統括責任者と選任し、JICA担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④ 業務総括者は海岸工学の研修実施及び専門経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2021年9月3日（金）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課（担当：松原）
	提出書類	・参加意思確認書 ・同書「2 応募要件」の各事項を証明する書類（写し可）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021年9月9日（木）
	通知方法	郵送

(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課 (担当: 松原)
	請求方法	持参又は郵送 (書留としてください。)
	回答予定日	2021年9月16日 (木)
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
 - (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
 - (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
 - (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
 - (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください)
 - (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
 - (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
 - (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
 - (10) 契約保証金：免除します。
 - (11) 共同企業体の結成：認めます。
 - (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
 - (13) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大状況によっては、研修の実施日程・方法が変更となる可能性があります。
 - (14) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意のうえで、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
- ① 公表の対象となる契約相手方：
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験したものが再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること。注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与えると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヶ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提出頂くこととなります。

担当部課：JICA沖縄 研修業務課

以 上

研修委託契約業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名（2020年度案件と2021年度案件を同時実施）

- ① 2020年度課題別研修「島嶼における持続性の高い海岸保全対策」繰越案件
- ② 2021年度課題別研修「島嶼における持続性の高い海岸保全対策」

(2) 研修期間

【遠隔研修を想定】2022年度1月下旬から2022年度2月下旬を予定

※遠隔研修用教材製作についてはJICA担当者と協議する

(3) 研修員

- ① 2020年度課題別研修「島嶼における持続性の高い海岸保全対策」繰越案件
定員：5人

対象国：フィリピン、モルディブ、マーシャル、パプアニューギニア、アンティグア・バブーダ

- ② 2021年度課題別研修「島嶼における持続性の高い海岸保全対策」
定員：5人

対象国：インドネシア、モルディブ、マーシャル、ツバル、サモア

(4) 研修対象者

- ① 中央省庁・地方自治体で海岸保全・防災対策に従事する者
- ② 海岸工学の専門性を有する者
- ③ 海岸保全・防災対策分野での実務経験が3年以上の者
- ④ 大学卒業または同程度の学力を有していることが望ましい

(5) 使用言語：英語

(6) 研修実施に至る背景

第3回国連防災世界会議（2015年）およびCOP21（2015年パリ協定）において、気候変動適応策の推進が謳われている。特に、海岸や国土浸食への対応が急務である島嶼国・島嶼地域に対し、島嶼国である日本の海岸保全対策とその維持管理に関する経験や技術を共有する事は、我が国の気候変動対策に合致し当該課題を抱える開発途上国に有益である。

本研修では、海岸工学エンジニアを対象として、日本の成功例だけでなく失敗例からの教訓も含めた海岸保全対策と維持管理手法について知識や技術を共有し、海岸保全の基本的対応策を習得する。とりわけ、沖縄の海岸は、そのほとんどがサンゴ礁海岸であり、海岸の砂はサンゴ礁から供給される。また、海岸に到達する波浪は、リーフにより低減化される特徴を有している。サンゴ礁海岸は、参加する研修員の出身国（島嶼国）において代表的な海岸であることから、類似の

海岸状況下の沖縄県で研修実施に至った。近年では、島嶼地域を抱える国からの研修ニーズに応えるため、河川から砂が供給され、リーフが無く、外洋の高波浪が直接海岸に達する本州沿岸を紹介する事で、異なるタイプの海岸との比較学習によって海岸保全対策の現状理解に繋げている。更に、重要な観光資源（自然景観）としての海岸と防災機能としての海岸（護岸等による背後の住宅・商業地の保全）の比較および保全策についても取り上げている。

本研修は、同コースを更新して2022年度まで実施するもので、島嶼国における持続性の高い海岸保全対策について、実践事例を中心に現地対策に従事する職員の育成を目的としている。

なお、2021年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、遠隔型による研修実施を想定し、2020年度繰越案件と同時開催を予定する。また、遠隔研修に向けては、LIVEディスカッションやオンデマンド型の録画教材を可能な限り用いることで、参加者個々の課題に寄り添った研修の実施が求められる。

(7) 研修目標

- ① 海岸保全対策（養浜を中心にハードとソフト対策）の理解
- ② 自然環境保全対策（森林、サンゴ）の必要性の理解
- ③ 開発と海岸保全（観光開発、護岸建設による失敗からの教訓）のバランスのとれた都市計画の重要性の理解
- ④ 総合土砂管理制度の理解

2. 研修内容

海岸保全及び防災対策の基本的取組手法について、海岸工学に係る講義及び海岸や砂浜での踏査・簡易測量実習、見学や視察、事例研究等を通して、適応性の高い海岸保全対策を学ぶ。

(1) 研修項目（案）

- ① 各国の海岸保全状況
- ② 海岸工学の基礎
- ③ 様々な海岸事例紹介
- ④ 各地の海岸・砂浜踏査及び簡易測量実習（県内、県外）
- ⑤ アクションプラン作成

(2) 研修方法

- ① 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、能動的な学習形態に留意する。
- ② 踏査・簡易測量、視察演習等（遠隔の場合バーチャル視察に変更）：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施にお

いて参考となる知識・技術を習得できるように努めること。

- ③ レポート作成：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めること。
- (3) 研修付帯プログラム（遠隔の場合なし）
- ① 集合ブリーフィング（JICA沖縄が実施するプログラム）
来日事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等について説明する。
 - ② 一般オリエンテーション（JICA沖縄が実施するプログラム）
技術研修に先立ち、日本滞在中の必要知識として、我が国の歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

3. 留意事項

沖縄及び日本の制度を伝えること自体が目的ではなく、研修員及びその所属組織が、研修で得た知見を活かした各国における実践を進めることが目的である。そのために最適なプログラム構成・ファシリテーション方法・見学などについて十分な検討を加えること。

4. 業務委託の範囲及び内容

※業務委託の範囲及び内容については、留意事項を踏まえ柔軟に対処すること。

【履行期間を通じての業務】

- (1) 当該年度に係る業務実施方針の検討
- (2) 研修の質の向上、効率化に係る業務（共通研修教材の整備等）
- (3) 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
- (4) 関係機関との調整

【コース別の業務】

- (1) 研修運営にかかる各種業務（以下は例）
 - ① 研修員選考補佐
 - ② 日程・研修カリキュラムの作成・調整
 - ③ 研修実施に必要な経費精算の見積りおよび経費処理
 - ④ JICA沖縄、その他関係機関との連絡・調整
 - ⑤ 研修監理員との調整・確認
 - ⑥ コースオリエンテーションの実施
 - ⑦ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
 - ⑧ 各種発表会の開催。司会進行、技術的助言。
 - ⑨ 研修員作成の各種レポートの評価・分析

- ⑩ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑪ 評価会への出席、実施補佐
- ⑫ 開講・閉講式への出席
- ⑬ 反省会への出席
- ⑭ 講義・見学の評価
- ⑮ 研修改善にかかる検討

(2) 講義（演習・実習）実施にかかる各種業務（以下は例）

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義テキスト・資機材・参考資料の準備・確認
- ④ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤ 教材利用許諾範囲の確認（*必須）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払
- ⑧ 講師への旅費・交通費の支払
- ⑨ 講師（又は所属先）への令状の作成・送付
- ⑩ 講義テキストや教材の翻訳・製本

(3) 視察（動画教材による）実施に係る各種業務（以下は例）

- ① 視察先の選定・確保と、撮影にかかる必要な手続き全般
- ② 謝金等の支払い
- ③ 視察先への礼状の作成と送付

5. 研修監理員（通訳）の配置について

研修実施に関し、JICA沖縄は研修プログラムにおける通訳や研修受講に係る支援を兼務する研修監理員を原則としてコースに1名配置する。

研修監理員は、研修実施期間中における講義の通訳、研修員の理解促進のための働きかけなどに加え、関係者との研修実施における段取りの確認や外国語版日程表作成などの事前準備、研修の実施実績を含む研修監理員の業務完了報告書作成などの事後整理を実施する。

（参考）国際協力キャリア総合情報サイト“PARTNER”にて概要を掲載。

（「PARTNER 研修監理員」で検索）

6. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、研修期間完了後速やかに（契約履行期間終了の10営業日前までに）提出する。

7. 契約金額

当機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。研修委託にかかる直接経費（業務人件費、講師謝金、資機材費等）及び間接経費（業務管理費）を支払う。

※積算方法や研修員受入の流れについては「技術研修員受入の手引き」を参照のこと
<https://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kenshu/index.html>

8. その他

本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上